

平成 30 年 1 月  
(平成 30 年 8 月・  
令和元年 6 月改訂)  
国 税 庁

## 外国子会社合算税制に関する Q & A (平成 29 年度改正関係等)

特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(外国子会社合算税制)については、平成 29 年度改正において、「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」との BEP S プロジェクトの基本的な考え方等に基づき、日本企業の健全な海外展開を阻害することなく、より効果的に国際的な租税回避に対応するために見直しが行われました。

令和元年度改正では、持株会社である一定の外国関係会社、不動産保有に係る一定の外国関係会社及び資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社については、ペーパー・カンパニーに該当しないこととする等の見直しが行われました。

この Q & A は、平成 30 年 8 月に公表した「平成 29 年度改正及び平成 30 年度改正 外国子会社合算税制に関する Q & A」の内容に、①ペーパー・カンパニーに該当しないこととされる一定の持株会社等について及び②地域統括業務を行っている場合の主たる事業の判定を新たに加えたものとなっています。また、実体基準に対する従前の考え方をより明確化する観点から、一部記載の修正も行っています (I (1) ペーパー・カンパニーの判定における実体基準について)。  
(注) パンフレットの内容は、令和元年 6 月 20 日現在の法人税に関する法令に基づき作成しています。

## 《 目 次 》

はじめに.....	5
I ペーパー・カンパニー等について.....	6
(1) ペーパー・カンパニーの判定における実体基準について.....	8
Q1 子会社の事業の進捗への関与等を行っている場合.....	9
Q2 関係会社の事務所の一室を賃借して子会社の事業の進捗への関与等を行っ ている場合.....	9
Q3 主たる事業を行うに必要な固定施設を有していると認められない場合.....	10
(2) ペーパー・カンパニーの判定における管理支配基準について.....	11
Q4 役員が兼務役員である場合.....	12
Q5 一部の業務につき親会社等に確認を求めることがある場合.....	13
Q6 事業計画の策定は親会社等が行い、外国関係会社の役員はその策定された 計画に従って職務を執行しているのみである場合.....	13
Q7 業務の一部を委託している場合.....	14
Q8 外国関係会社の事業が工業所有権に係る使用料を得ることのみである場合.....	15
(3) ペーパー・カンパニーの判定における実体基準又は管理支配基準を満たすこと を明らかにする書類等について.....	15
Q8の2 実体基準又は管理支配基準を満たすことを明らかにする書類等の具体 例.....	16
(4) ペーパー・カンパニー等の整理に伴う一定の株式譲渡益の免除特例について.....	18
Q8の3 ペーパー・カンパニー等の整理に伴う一定の株式譲渡益の免除特例の 具体例.....	19
(5) ペーパー・カンパニーに該当しないこととされる一定の持株会社等について.....	21
Q8の4 外国関係会社が「管理支配会社の行う事業（・・・）の遂行上欠くこ とのできない機能を果たしている」場合.....	23
Q8の5 事業全体の事業計画を策定している場合の被管理支配要件.....	25
II 対象外国関係会社の判定に係る経済活動基準における事業基準（航空機リース 等）について.....	27
Q9 事業基準から除外される航空機リース会社における「通常必要と認められる 業務」の範囲.....	27
Q10 通常必要と認められる業務の全てに従事しているかどうかの判定.....	29
Q10の2 地域統括業務を行っている場合の主たる事業の判定.....	30
III 部分適用対象金額に係る合算課税の対象範囲について.....	32
Q11 「受動的所得」である受取利子等のうち活動の実体がある場合として除外さ れるグループファイナンスに係る利子の要件における通常必要と認められる業 務の範囲.....	32

Q12	グループファイナンスに係る利子の要件における「通常必要と認められる業務の全て」が当該事業年度内に行われていない場合において、役員又は使用人が業務の全てに従事しているかどうかの判定.....	35
Q13	デリバティブ取引に係る損益の額.....	35
Q14	商品先物取引業の通常必要と認められる業務の範囲.....	38
Q15	外国為替差損益がある場合の取扱い.....	40

[ 略 語 ]

この「外国子会社合算税制に関するQ&A(平成 29 年度改正関係等)」の文中で用いている略語は次のとおりです。

- 措置法…………… 租税特別措置法
- 措置法令…………… 租税特別措置法施行令
- 措置法規…………… 租税特別措置法施行規則
- 措通…………… 租税特別措置法関係通達（法人税編）

## はじめに

外国子会社合算税制は、外国子会社を利用した租税回避を抑制するために、一定の条件に該当する外国子会社の所得を、日本の親会社の所得とみなして合算し、日本で課税する制度です。

平成 29 年度改正前の外国子会社合算税制には、外国子会社の租税負担割合が 20%以上であれば、実体がない場合であっても、制度が適用されない一方、租税負担割合が 20%未満であれば、実体のある事業を行っている場合であっても、その所得が、親会社の所得に合算されてしまう場合がある、といった問題があったところであり、「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」との BEPS プロジェクトの基本的な考え方にに基づき、日本企業の健全な海外展開を阻害することなく、より効果的に国際的な租税回避に対応する観点から、見直しが行われています。

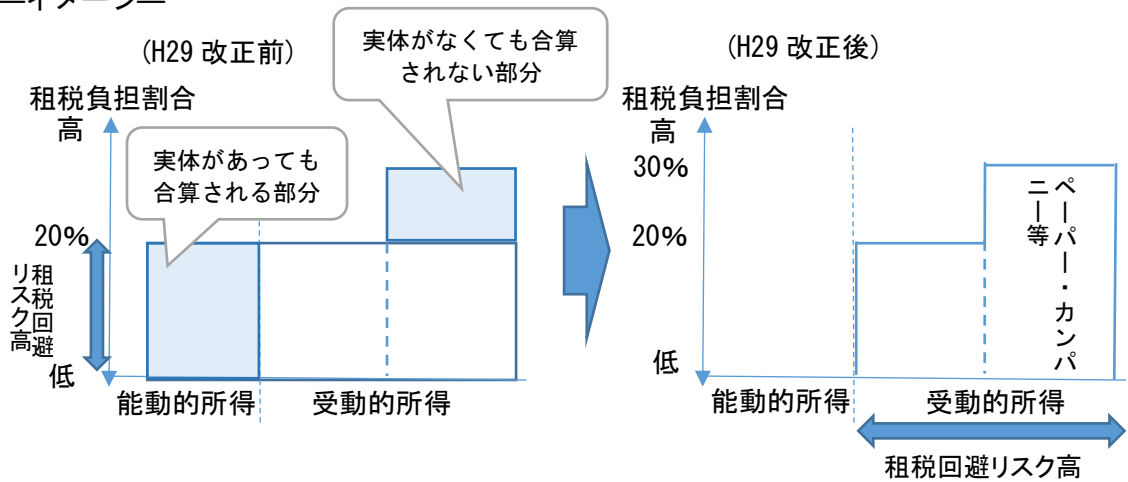
具体的には、租税回避リスクを、平成 29 年度改正前の外国子会社の租税負担割合により把握する制度から、所得や事業の内容によって把握する制度に改められています。

これにより、従来は制度の対象外であった租税負担割合 20%以上の外国子会社について、一見して明らかに、利子・配当・使用料等の「受動的所得」しか得ておらず、租税回避リスクが高いと考えられるペーパー・カンパニー等である場合には、外国子会社合算税制の対象とされています。

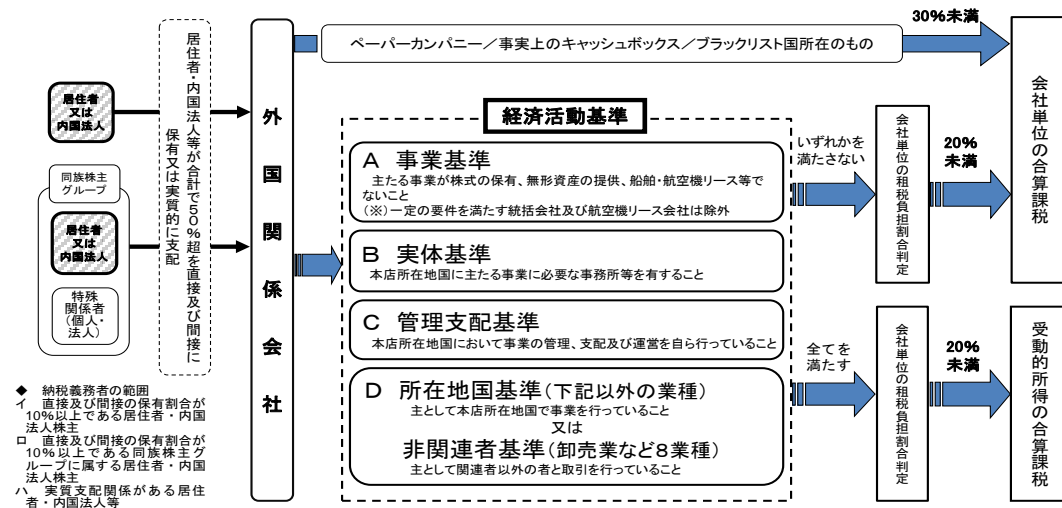
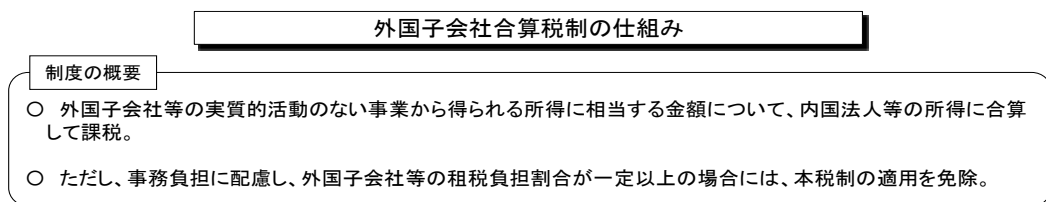
他方で、経済活動の実体のある事業から得られた、いわゆる「能動的所得」は、外国子会社の租税負担割合にかかわらず合算対象外とされています。

また、企業の事務負担を軽減する観点から、平成 29 年度改正前の制度との継続性を踏まえつつ、租税負担割合 20%以上の外国子会社は、ペーパー・カンパニー等に該当する場合を除き、制度の適用を免除することとされています。

イメージ



平成 29 年度改正後の外国子会社合算税制の概要は以下のとおりとなります。



I ペーパー・カンパニー等について

平成 29 年度改正後の本制度では、次に掲げる外国関係会社（措置法第 66 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する外国関係会社をいいます。以下同じです。）は受動的所得しか得ていないような租税回避リスクの高い外国関係会社であるため特定外国関係会社（措置法第 66 条の 6 第 2 項第 2 号に規定する特定外国関係会社をいいます。以下同じです。）と定義し、会社単位で合算課税の対象と

することとされています。

ただし、この類型に該当する場合であっても、租税負担割合が 30%以上であるときには、適用除外とされています。

- ① 活動の実体がない外国関係会社（ペーパー・カンパニー）
- ② 総資産に比して「受動的所得」の占める割合が高い外国関係会社（事実上のキャッシュ・ボックス）
- ③ 情報交換に関する国際的な取組への協力が著しく不十分な国等（ブラック・リスト国）に所在する外国関係会社

なお、特定外国関係会社の判定基準は以下のとおりとなります。

### 特定外国関係会社

#### 1 ペーパー・カンパニー

実体基準及び管理支配基準等のいずれにも該当しない外国関係会社

(1) 実体基準

主たる事業を行うに必要と認められる事務所等の固定施設を有している外国関係会社

(2) 管理支配基準

その本店所在地国においてその事業の管理・支配等を自ら行っている外国関係会社

(注) 1 令和元年度改正において、一定の要件を満たす持株会社等について、ペーパー・カンパニーの範囲から除外することとされています。

(注) 2 税務当局が求めた場合に、実体基準又は管理支配基準等に該当することを明らかにする書類等の提出がない場合には、実体基準又は管理支配基準等に該当しないものと推定されます。

#### 2 事実上のキャッシュ・ボックス

総資産の額に対する一定の受動的所得（※）の割合が 30%を超える外国関係会社

ただし、総資産の額に対する一定の資産の額の割合が 50%を超えるものに限ります。

（※）一定の受動的所得の範囲

	受取配当等	受取利子等	有価証券貸付対価	有価証券譲渡損益	デリバティブ取引損益	外国為替差損益	その他の金融所得	保険所得	固定資産貸付対価	無形資産等使用料	無形資産等譲渡損益	異常所得
事業会社	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×
清算外国金融子会社等相当	※特定清算事業年度においては特定金融所得金額がないものとして計算								○	○	○	×
外国金融子会社等相当	○ (異常資本に係る所得)								○	○	○	×

いずれか多い金額

(注) 1 各受動的所得の金額は、部分合算対象所得を計算とした場合の部分合算対象所得。例えば、受取配当等については、持株割合 25%以上の配当を除外した金額。

(注) 2 令和元年度改正において、上記のほか、非関連者等収入保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が 10%未満である等の外国関係会社が、事実上のキャッシュ・ボックスに加えられています。

#### 3 ブラック・リスト国所在外国関係会社

情報交換に関する国際的な取組への協力が著しく不十分な国・地域（※）に本店等を有する外国関係会社

（※）財務大臣による指定（告示）。

## (1) ペーパー・カンパニーの判定における実体基準について

ペーパー・カンパニーについては、特定外国関係会社に該当するものとして会社単位で合算課税の対象とすることとされています。その判定基準の一つである実体基準（措置法第 66 条の 6 第 2 項第 2 号イ(1)の要件をいいます。以下同じです。）は、対象外国関係会社（措置法第 66 条の 6 第 2 項第 3 号に規定する対象外国関係会社をいいます。以下同じです。）を判定する際の経済活動基準（平成 29 年度改正前の適用除外基準）における実体基準と同様に、独立した企業としての活動の実体を有するのかを判定する基準となっています。

この実体基準の内容は、外国関係会社が主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設の存在という物的な側面から独立した企業としての活動の実体を有するのかを判定するものです。

ここでいう固定施設とは、単なる物的設備ではなく、そこで人が活動することを前提とした概念であるため、外国関係会社の事業活動を伴った物的設備である必要があります。例えば、外国関係会社が主たる事業として不動産賃貸業を行っている場合における賃貸不動産は、一般的に借主が居住等の用に供するものであって、外国関係会社が賃貸借契約の締結等といった事業活動を行うものではないため、実体基準における固定施設には該当しないと考えられます。また、この場合における「人の活動」は、必ずしも外国関係会社に雇用された者のものに限りません。例えば、発電事業を主たる事業として行っている外国関係会社が、その有する発電所の運営をこれを専門とする他の会社に委託している場合のその発電所は、主として委託先である他の会社の役員又は使用人が利用する物的設備になりますが、その発電所は、外国関係会社の発電等といった物的設備とともにそれを動かすための人を一体とした事業活動を伴ったものであるため、実体基準における固定施設に該当すると考えられます。

次に、外国関係会社が有する固定施設が主たる事業を行うに必要と認められるかは、主たる事業の業種や業態に応じてその態様は異なるものであるため、例えば、小売業なら店舗、製造業なら工場などが該当すると考えられる一方で、それ以外の事業についてどのような機能・用途を有する固定施設を要するのか、あるいはどの程度の規模の固定施設を要するのかは、その主たる事業の内容、その事業に係る活動の内容などから個別に判断することとなります。

なお、実体基準は、主たる事業を行うために必要と認められる固定施設が「有る」か「無い」かによって判定しますので、外国関係会社が固定施設について所有権を有する必要は無く、賃借により使用している場合であっても固定施設を有していることとなります。

ところで、実体基準は、外国関係会社が主たる事業を行うに必要と認められる固定施設を有しているかどうかにより判定をすることとなりますので、外国



関係会社の有する固定施設が、①主たる事業に使用されていない場合や、②主たる事業を行うために必要と認められないものである場合には、実体基準を満たさないこととなります。さらに、主たる事業が人の活動を要しない事業である場合には、主たる事業を行うに必要と認められる固定施設は有していないこととなります。

この実体基準と下記(2)の管理支配基準（措置法第 66 条の 6 第 2 項第 2 号イ(2)の要件をいいます。以下同じです。）のいずれも満たさず、ペーパー・カンパニーから除かれる一定の持株会社等にも該当しない場合には、特定外国関係会社に該当し、租税負担割合が 20%以上であっても、会社単位での合算課税の対象となります。

(注) 平成 29 年度改正前の適用除外基準における実体基準では固定施設が本店所在地国（措置法第 66 条の 6 第 2 項第 2 号イ(2)に規定するものをいいます。以下同じです。）に所在することが要件とされていましたが、それを除けば、平成 29 年度改正前の適用除外基準における実体基準と平成 29 年度改正後のペーパー・カンパニーに係る実体基準の内容に変更はありませんので、今回の Q & A は、従来の取扱いを変更するものではありません。

#### Q1 子会社の事業の進捗への関与等を行っている場合

内国法人である P 社（商社）は、F 国において発電事業を営む A 社の事業の管理等を行う目的で、F 国に A 社を子会社とする S 社（P 社の外国関係会社に該当します。）を設立しました。S 社は、単に A 社の株式を保有するだけでなく、F 国において事務所を賃借し、その役員及び使用人はその事務所において A 社の行う設備投資や事業の進捗への関与、A 社に提供する資金の調達や他の株主との調整等に従事しています。

このような場合において、S 社は実体基準を満たすこととなりますか。

(注) S 社の当該事業年度の租税負担割合は 25%となっています。

A 本件については、S 社の役員及び使用人が A 社の行う設備投資や事業の進捗への関与等の業務に従事するために、賃借した事務所を使用しているとのことですので、その賃借した事務所は主たる事業を行うに必要と認められる固定施設に該当し、S 社は実体基準を満たすものと考えられます。

#### Q2 関係会社の事務所の一室を賃借して子会社の事業の進捗への関与等を行っている場合

上記 Q1 のケースにおいて、S 社はその業務に S 社の役員及び使用人を従事させるため、F 国に所在し、P 社の外国関係会社に該当する B 社の事務所の

一室を賃借しており、S社の役員及び使用人はその事務所の一室においてA社の行う設備投資や事業の進捗への関与、A社に提供する資金の調達や他の株主との調整等に従事しています。

このような場合において、S社は実体基準を満たすことになりますか。

A 本件については、S社が事務所として使用するの、B社の事務所の一室であるということですが、A社の行う設備投資や事業の進捗への関与等の業務を行うのにその一室で十分であり、S社の役員及び使用人がこれらの業務等に従事するためにその一室を使用しているのであれば、その事務所の一室は主たる事業を行うに必要と認められる固定施設に該当し、実体基準を満たすと考えられます。

さらに、外国関係会社の中には、事務所の一室の中の一画を使用して事業活動を行うといった場合もありえます。このような場合であっても、その事業活動を行うのにその一画で十分であり、その一画を使用して役員又は使用人が主たる事業に係る活動を行っているという実態があるのであれば、その一画は主たる事業を行うに必要と認められる固定施設に該当すると考えられます。

### Q3 主たる事業を行うに必要な固定施設を有していると認められない場合

内国法人であるP社（製造業）は、かねてからF国において工業所有権を保有しているS社（外国関係会社に該当します。）の株式を保有しています。S社はF国にあるビルの一室を事務所に賃借していますが、S社の主たる事業はその保有する工業所有権に係る使用料を得ることのみであり、S社の銀行口座に使用料が振り込まれるだけであるため、S社の役員及び使用人はその一室を使用して主たる事業に係る活動を行っている実態はありません。なお、S社はこの一室以外の固定施設を有していません。

このような場合において、S社は実体基準を満たすことになりますか。

A 本件については、S社の主たる事業は工業所有権に係る使用料を得ることであり、その使用料はS社の銀行口座において収受することとなっています。S社はビルの一室を賃借しているとのことですが、S社はその一室を使用して、主たる事業に係る活動を行っているという実態がないということで、その一室は主たる事業を行うに必要な固定施設には該当しないと考えられます。

なお、仮に、ビルの一室を使用していたとしても、その主たる事業が工業所有権に係る使用料を得ることのみであって、その事業活動にその一室を使用する必要もないと認められる場合には、その一室はその主たる事業に必要な固定

施設には該当しないものと考えられます。

## (2) ペーパー・カンパニーの判定における管理支配基準について

管理支配基準は、実体基準とともにペーパー・カンパニーを判定するための基準の一つであり、対象外国関係会社を判定する際の経済活動基準（平成 29 年度改正前の適用除外基準）における管理支配基準と同様に、会社の機能面から独立した企業としての実体があるかを判定する基準です。

この管理支配基準は、外国関係会社が本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていることが要件となっています。

法人の事業について管理、支配及び運営を行うということの意味は、法人が事業を行うに当たり事業方針や業績目標などを定め、それらを達成するために、事業計画等を策定するなど、事業をどのように運営していくかを決定し、それらに基づき、裁量をもって事業を執行することと考えられます。

また、管理支配基準における「自ら」行うということは、外国関係会社が事業の管理・支配・運営を自ら行うことを意味するものであることから、その行為の結果と責任等が外国関係会社自らに帰属することであると考えられます。なお、ここでいう結果と責任等が帰属することとは、独立企業として事業を行っていただければ通常生じることとなる結果及び負担すべき責任が帰属することなのであって、外国関係会社の利益が配当を通じて株主である親会社に帰属することまでを意味するものではありません。

一方、外国関係会社の役員が、その親会社又は地域統括会社（以下「親会社等」といいます。）の役員又は使用人を兼務している場合もありますが、その役員が本店所在地国において外国関係会社の役員の立場で外国関係会社の事業計画の策定等を行い、かつ、その事業計画等に従い職務を執行している限りにおいては、管理支配基準を満たすものと考えられます。また、外国関係会社の役員がいわゆる常勤か非常勤かによって左右されるものでもないと考えられます。

この場合において、役員が責任を負い、裁量をもって事業を執行しているのであれば、外国関係会社はその活動に対する報酬を負担するのが通常であると考えられます。そのため、外国関係会社からの報酬の支払いが認められない場合には、役員が責任を負い、裁量をもって事業を執行していることの証明には乏しく、ひいては外国関係会社自らが事業の管理、支配及び運営を行っていないと判断される重要な要素となりえます。とりわけ、地域統括会社の役員又は従業員が、外国関係会社の役員を兼務している場合等、同じグループ会社に勤務している場合は、どちらの会社の立場で業務が執行されたのかの判別は困難

であるため、合理的な理由(例えば、労務管理の事務負担の観点等から、別途外国関係会社が報酬を負担していると認められるような事実)なく、外国関係会社から報酬が支払われず地域統括会社から報酬が支払われているときは、その役員は、地域統括会社の役員又は従業員の立場で業務を執行していると判断されることもありえます。

なお、外国関係会社の役員が、名義だけの役員や、不特定多数の会社のために業として行う役員のみである場合には、一般的にはその役員が外国関係会社の事業計画の策定等を行っておらず、職務を執行していないと考えられるため、外国関係会社は自ら事業の管理、支配及び運営を行っていないものと考えられます。

この管理支配基準と実体基準のいずれも満たさず、ペーパー・カンパニーから除かれる一定の持株会社等にも該当しない場合には、特定外国関係会社に該当し、租税負担割合が20%以上であっても、会社単位での合算課税の対象となります。

(注) 平成29年度改正前の適用除外基準における管理支配基準と平成29年度改正後のペーパー・カンパニーに係る管理支配基準の内容に変更はありませんので、今回のQ&Aは、従来の取扱いを変更するものではありません。

#### Q4 役員が兼務役員である場合

上記 Q1 のケースにおいて、S 社には役員として C のみとその職務に従事しており、その役員 C は、A 社の行う設備投資や事業の進捗への関与、A 社に提供する資金の調達や他の株主との調整等に係る事業計画の策定を行った上で、その事業計画に従い資金調達や与信の決定、これらの実行及び事後的な確認やその他の職務を執行しています。なお、役員 C は P 社の F 国における地域統括会社である B 社の使用人を兼務していますが、S 社の業務に関わる報酬は、S 社からその支払いを受けています。

このような場合において、S 社は管理支配基準を満たすこととなりますか。

A 本件については、役員 C は、S 社の役員の立場で S 社の事業計画の策定を行った上で、その事業計画に従い資金調達や与信の決定、これらの実行及び事後的な確認やその他の職務を執行し、これらの職務に対して S 社から役員 C に報酬が支給されています。この場合において、役員 C は、P 社の F 国における地域統括会社である B 社の使用人を兼務しているとのことですが、単なる名義だけの役員として存在しているわけではなく、S 社の役員の立場で S 社の事業計画の策定を行い、かつ、その事業計画に従い職務を執行していることか

ら、管理支配基準を満たすものと考えられます。

他方、役員Cが地域統括会社B社の使用人として、その地域内のグループ全体の事業計画の策定を行っている場合であって、役員CがS社の役員の立場でS社の職務を執行していないのであれば、S社は管理支配基準を満たさないものと考えられます。このため、役員Cは、B社の使用人として行う職務とS社の役員として行う職務とを明確に区別しておく必要があります。

#### Q5 一部の業務につき親会社等に確認を求めることがある場合

上記Q4のケースにおいて、S社の業務のうち、資金調達及び与信に係る業務については、全て地域統括会社であるB社に確認を求めることとしています。

このような場合において、S社は管理支配基準を満たすことになりますか。

A 本件については、S社の業務のうち、資金調達及び与信に係る業務については、全て地域統括会社であるB社に確認を求めることとしているとのことですが、最終的な確認は地域統括会社であるB社が行うとしても、S社の役員が事業計画案を策定するなど職務執行の重要な事項を自ら判断しているのであれば、S社において事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものと考えられます。

また、例えば、一定額以上の案件については、S社は地域統括会社であるB社に情報を報告するのみであり、B社において実際の資金調達や与信に係る事業計画の策定を行うこともあるかと思いますが、この場合であっても、一定額未満の案件についてはS社において事業計画案を策定し、その事業計画に従って、実際に職務を執行しているのであれば、その範囲においては、S社において事業の管理、支配及び運営を自ら行っており、管理支配基準を満たすものと考えられます。

しかしながら、S社において事業計画の策定は一切行わず、全ての事項について親会社等の指示を仰いで職務執行しているだけの場合には、次のQ6に該当するものを除き、S社において事業の管理、支配及び運営を自ら行っていないものと考えられます。

#### Q6 事業計画の策定は親会社等が行い、外国関係会社の役員はその策定された計画に従って職務を執行しているのみである場合

上記Q4のケースにおいて、地域統括会社であるB社は、その地域内におけるグループ全体の与信に係る業務に関する事業計画の策定を行っており、S社の役員はその事業計画に従って職務を執行しています。その事業計画では、

与信に当たっての資金調達をどのように行うかは記載されていないため、S社の役員は資金調達に関しては、自ら資金調達計画を策定し、金融機関等から必要となる資金を調達しています。

このような場合において、S社は管理支配基準を満たすことになりますか。

A 本件において、仮に、地域統括会社B社がS社の全ての事業計画の策定を行い、S社の役員Cがその事業計画に従い与信の実行をしているだけの場合には、S社において事業の管理、支配及び運営を自ら行っていないものと考えられます。

本件については、S社は別途、資金調達等、与信に係る業務以外の業務に関する事業計画の策定を自らが行い、S社の役員Cがその事業計画に従い実際に資金調達等を実行していることから、S社において事業の管理、支配及び運営を自ら行っており、管理支配基準を満たすものと考えられます。

#### Q7 業務の一部を委託している場合

上記 Q4のケースにおいて、S社の業務のうち、資金調達や与信に係る業務の一部についてはF国における金融機関に委託しています。また、契約書の作成についてはF国における弁護士に助言を求め、帳簿作成等に係る業務はP社のF国における地域統括会社であるB社からシェアードサービスの提供を受けています。

このような場合において、S社は管理支配基準を満たすことになりますか。

A 管理支配基準では、事業の管理、支配及び運営を自ら行っていることが要件とされていますが、自ら事業計画の策定等を行っており、その事業計画等に従って業務を行っているのであれば、その業務の一部を委託していたとしても、そのことだけでは管理支配基準を満たさないことにはならないと考えられます。

本件については、S社において、例えばA社の資金需要を把握し、外貨の調達の規模、入金・回収の時期といった事業計画の策定を行った上で、実際の調達業務や入金・回収業務については金融機関に委託しているのであれば、S社はその事業の管理、支配及び運営を自ら行っており、管理支配基準を満たすものと考えられます。

なお、契約書の作成等の補助業務（広告宣伝、市場調査、専門的知識の提供その他の当該外国関係会社が業務を行う上での補助的な機能を有する業務をいいます。以下同じです。）について、例えば現地法令に詳しい弁護士等の外部専門家に助言を求めることは、管理支配基準の判定の要素にはなりません。

また、経理事務等のような、いずれの会社にあっても共通的に発生する業務について、経済的合理性の観点からいわゆるシェアードサービスの提供を受けたとしても、そのことのみをもって管理支配基準を満たさないことにはならないと考えられます。

#### Q8 外国関係会社の事業が工業所有権に係る使用料を得ることのみである場合

上記Q3のケースにおいて、弁護士事務所に所属するD弁護士がS社の役員として登記されており、S社には他に役員や使用人は存在していません。S社の役員Dは、P社の指示の下、S社専用の銀行口座に使用料が振り込まれたらP社に報告するとともに、一定額が貯まったらP社に送金する業務を行っています。

このような場合において、S社は管理支配基準を満たすことになりますか。

A 本件については、S社は資産として工業所有権を有し、P社の指示の下、その使用料の入金を受け、親会社Pに報告をするとともに、一定額が貯まったら親会社Pに送金することが主な業務となっています。このことからすると、役員Dが行っていることは判断を伴わない単なる取次ぎにすぎず、S社は自ら事業計画の策定等を行い、その事業計画等に従い裁量をもって事業を執行しているとは考えられません。このため、S社は管理支配基準を満たさないものと考えられます。

#### (3) ペーパー・カンパニーの判定における実体基準又は管理支配基準を満たすことを明らかにする書類等について

税務当局の当該職員は、内国法人に係る外国関係会社が実体基準又は管理支配基準等を満たすかどうかを判定するために必要があるとき（注）は、その内国法人に対し、期間を定めて、その外国関係会社が実体基準又は管理支配基準等を満たすことを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができることとされています（措法66の6③）。この場合において、その書類その他の資料の提示又は提出がないときは、その外国関係会社は実体基準又は管理支配基準等を満たさないものと推定することとされています（措法66の6③）。

（注） その外国関係会社の対象となる事業年度の租税負担割合が30%以上である事実が客観的に確認される場合には、その外国関係会社のその対象となる事業年度の適用対象金額については、制度の適用免除とされるため、

その外国関係会社がその対象となる事業年度において実体基準又は管理支配基準等を満たすかどうかを判定する必要はないことになります。

## Q8の2 実体基準又は管理支配基準を満たすことを明らかにする書類等の具体例

上記Q1のケースにおいて、S社は賃借した事務所においてA社の行う設備投資や事業への進捗の関与等を行っているとのことですが、S社が実体基準を満たすことを明らかにする書類等としてどのようなものが考えられますか。

また、Q4のケースにおいて、S社の役員Cは、地域統括会社であるB社の使用人を兼務しているとのことですが、S社が管理支配基準を満たすことを明らかにする書類等としてどのようなものが考えられますか。

A 実体基準を満たすことを明らかにする書類では、①外国関係会社の主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設の存在が明らかになっている必要があります。また、固定施設は単なる物的設備ではなく、そこで人が活動することを前提とした概念であることから、②外国関係会社の主たる事業に必要であり、かつ、実際に利用されていることが明らかになっている必要があります。

①を満たす資料としては、例えばその取得又は賃借等をした固定施設の売買契約書、賃貸借契約書、登記簿謄本、賃料や維持管理費用を負担していることが分かる書類、外観・内観写真、事務所等のパンフレットなどが考えられます。また、②を満たす資料としては、例えば社内組織図、事務所等における配席図等のレイアウト表、シフト表、事業活動の内容が分かる定期報告書（日報や月報等）、維持管理費用の支出等の明細その他の役員及び使用人等が固定施設において主たる事業に係る業務等に従事している実態を確認できる資料が考えられます。

なお、②を満たす資料は、必ずしも外国関係会社自身が作成したものである必要はなく、例えば、外国関係会社が有する固定施設の運営を他の会社に委託している場合における当該他の会社が作成する事業活動の内容が分かる資料も、②を満たすものと考えられます。

Q1のケースでは、事務所を賃借しているとのことですので、①を満たす資料としては、例えば事務所の賃貸借契約書が考えられます。また、S社の役員及び使用人がその事務所においてA社の行う設備投資や事業の進捗への関与、A社に提供する資金の調達や他の株主との調整等に従事しているとのことですので、②を満たす資料としては、例えば事務所に設置されている机、椅子、



応接セットや通信機器などのレイアウト表や、S社の役員及び使用人がその事務所においてA社・金融機関・他の株主等とのやり取りを行ったことが分かる書類などが考えられます。

次に、管理支配基準は、外国関係会社が本店所在地国において「事業の管理、支配及び運営を自ら行っている」かどうかを判定するものであり、その意味するところは、外国関係会社が事業を行うに当たり、③事業方針や業績目標などを定め、④それを達成するために事業計画等を策定するなど、事業をどのように運営していくかを決定し、⑤それらに基づき、裁量をもって事業を執行しているかどうかを明らかにする必要があります。

③を満たす書類としては、例えば本店所在地国で開催した株主総会又は取締役会に係る株主総会議事録又は取締役会議事録、その他外国関係会社が事業方針や業績目標を定めたことが分かる資料等が該当します。また、④を満たす書類としては、本店所在地国で策定した事業計画書や社内稟議書等が該当します。さらに、⑤を満たす書類としては、例えば本店所在地国において外国関係会社の役員の名で締結した契約書や作業指図書などが該当します。

Q4のケースにおいても、上記③から⑤までを明らかにする書類として、上記の書類が考えられます。また、Q4のケースは、S社の役員Cは、地域統括会社であるB社の使用人を兼務しているとのことですが、役員が責任を負い、裁量をもって事業を執行しているのであれば、外国関係会社はその活動に対する報酬を負担するのが通常であると考えられます。このため、この場合の⑤を満たす書類としては、外国関係会社はその役員の職務執行に応じた報酬を支払っていることが確認できる賃金台帳等の帳簿書類及び損益計算書等(労務管理の事務負担の観点等から、兼務先の会社がまとめて報酬を支払っている場合には、別途外国関係会社が給与負担金等として役員の報酬を負担していると認められるような事実を確認できる契約書等の書類)が必要と考えられます。

なお、上記①から⑤までの事実を確認できる書類は、通常、事業活動を行う上で作成される書類によることとなるため、必ずしも上記で例示されている書類が全て必要となるわけではなく、例示されていない書類であっても上記①から⑤までの事実が確認されるものであれば実体基準又は管理支配基準を満たすこととなります。また、①固定施設の存在及び②固定施設での業務内容が確認できる資料(例えば、小売業の場合、店舗で消費者向けに販売を行っていることが分かるもの)など、外国関係会社が事業を行う上で、上記①から⑤までのうちの複数の事実が確認できる資料を作成していることも考えられますので、上記①から⑤までの個々の事実について、それぞれ個々の資料で明らかにする必要もありません。

(4) ペーパー・カンパニー等の整理に伴う一定の株式譲渡益の免除特例について

平成 30 年度改正において、外国企業を買収した場合に、その傘下に存在するペーパー・カンパニー等の整理に当たって生ずる一定の株式譲渡益について、適用対象金額の計算上控除する措置が講じられました。

具体的には、特定外国関係会社又は対象外国関係会社（その発行済株式等の全部又は一部が一定の内国法人（措置法第 66 条の 6 第 1 項各号に掲げる内国法人）によって保有されているもの、すなわち親法人である内国法人に直接保有されている子法人を除きます。以下「ペーパー・カンパニー等」といいます。）の各事業年度における特定部分対象外国関係会社株式等の特定譲渡に係る譲渡利益額はそのペーパー・カンパニー等の適用対象金額の計算上、控除することとされています（措置法令 39 の 15①五、②十八）。

ここで、特定部分対象外国関係会社株式等とは、そのペーパー・カンパニー等に係る居住者等株主等（措置法 66 の 6 ②一イに規定する居住者等株主等といいます。以下同じです。）の持株割合が 50%を超えることとなった場合（そのペーパー・カンパニー等が設立された場合を除きます。）のその超えることとなった日（以下「特定関係発生日」といいます。）にそのペーパー・カンパニー等が有する部分対象外国関係会社に該当する外国法人の株式等をいうこととされています。

また、特定譲渡とは、次に掲げる要件の全てに該当する特定部分対象外国関係会社株式等の譲渡をいうこととされています。

a) 譲渡先要件

親会社である内国法人等又は他の部分対象外国関係会社への譲渡

b) 期間要件

- ① 特定関係発生日から原則として 2 年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に行う譲渡
- ② 現地の法令等により上記期間内の譲渡が困難である場合には、特定関係発生日から 5 年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に行う譲渡

c) 解散等要件

次のいずれかに該当すること

- ① 清算中のペーパー・カンパニー等が行う譲渡
- ② 譲渡日から 2 年以内にそのペーパー・カンパニー等の解散が見込まれること
- ③ 譲渡日から 2 年以内に非関係者がそのペーパー・カンパニー等の発行済

株式等の全部を有すると見込まれること

d) 統合計画書要件

次に掲げる事項を記載した計画書に基づいて行われる譲渡であること

- ① 居住者等株主等の持株割合等が 50%超とする目的
- ② ①の目的を達成するための基本方針
- ③ ①の目的を達成するために行う組織再編成に係る基本方針
- ④ ①の目的を達成するために行う組織再編成の内容及び実施時期
- ⑤ その他参考となるべき事項

e) 特定事由非該当要件

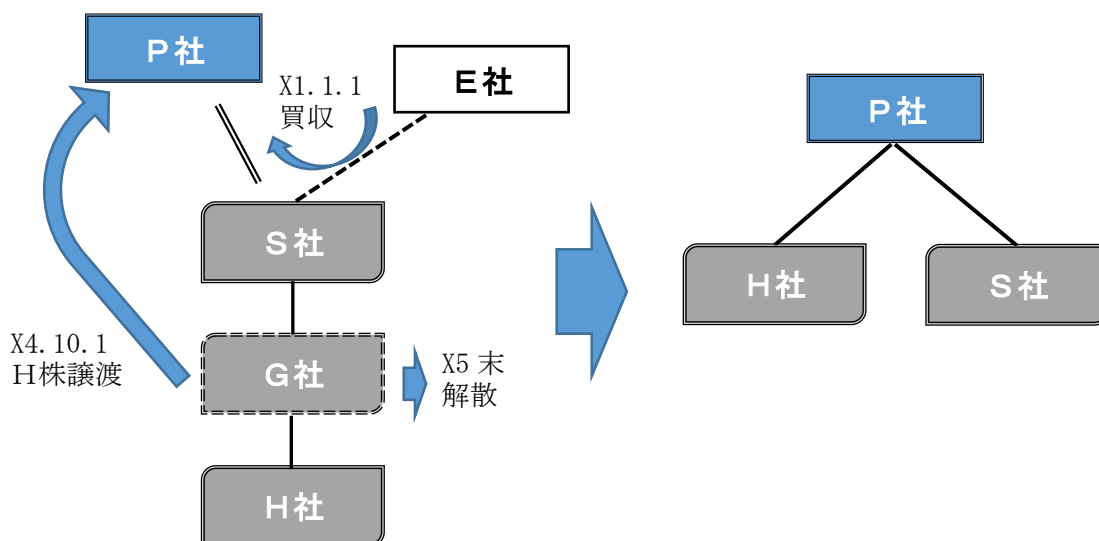
特定部分対象外国関係会社株式等を発行した外国法人の合併、分割、解散その他の事由に伴って、当該ペーパー・カンパニー等において生ずる譲渡でないこと

### Q8の3 ペーパー・カンパニー等の整理に伴う一定の株式譲渡益の免除特例の具体例

内国法人であるP社は、X1年1月1日にF国に所在するE社（居住者等株主等との間に資本関係はありません。）から、金銭買収により、E社の100%子会社でF国に所在するS社の発行済株式の全てを取得しました。S社はその買収の時点で100%子会社であるF国に所在するG社を有しておりますが、G社は実体基準及び管理支配基準等のいずれの要件も満たさないため特定外国関係会社（ペーパー・カンパニー）に該当します。なお、G社はその買収の時点で100%子会社であるH社を有しておりますが、H社は部分対象外国関係会社に該当します。

P社は、ペーパー・カンパニーであるG社を整理することが税務コンプライアンスや買収後の企業経営の観点から重要であると考え、統合計画書を作成し、その統合計画書に基づいてG社が有するH社株式を金銭により取得し、G社についてはX5年12月31日までに解散させることとしました。なお、G社がH社株式をP社に譲渡するに当たって、F国における許認可に時間を要したため、X4年10月1日に譲渡することになりました。

この場合において、G社におけるH社株式の譲渡益について、G社の適用対象金額を計算する際に控除することはできますか。



A 本件については、P社は居住者等株主等との間に資本関係のない外国法人であるE社から、S社の発行済株式の100%を取得する取引となります。このため、ペーパー・カンパニーであるG社に係る居住者等株主等の持株割合が50%を超えることとなった日（特定関係発生日）は、X1年1月1日ということになり、H社は部分対象外国関係会社に該当しますので、特定関係発生日にG社が有するH社株式は特定部分対象外国関係会社株式等に該当することになります。

P社は、ペーパー・カンパニーであるG社を整理するために、G社の有するH社株式をP社が全株取得し、その後G社を解散させることについての統合計画書を作成し、その計画書に基づいてH社株式をP社に譲渡をすることになります。そこで、当該譲渡が上記(4)の特定譲渡に当たるのかを検討します。

まず、G社は、特定部分対象外国関係会社株式等に該当するH社株式を親会社であるP社に譲渡をするものであり、上記(4) a)の譲渡先要件を満たします。また、当該譲渡はG社からP社に対する金銭による譲渡に該当しますので、H社の合併、分割、解散その他の事由に伴って、ペーパー・カンパニーであるG社において生ずる譲渡ではないため、上記(4) e)の特定事由非該当要件を満たします。

次に、G社が行うH社株式の譲渡に当たって、F国の許認可を要したために、実際の譲渡はX4年10月1日に行われたとのことですが、G社の本店所在地国において株式の譲渡に係る許認可に時間が要することについては、現地の法令等により特定関係発生日から原則として2年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に行う譲渡が困難である場合に該当します。また、当該譲渡は特定関係発生日であるX1年1月1日から5年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に行う譲渡に該当するため、上記(4) b)の期間要件の②を

満たします。

さらに、G社については、X4年10月1日におけるH社株式の譲渡後、X5年12月31日までに解散することが見込まれていることから、上記(4) c)の解散等要件の②を満たします。なお、株式等の譲渡の日から2年以内に解散することが「見込まれている」かどうかは、譲渡の時点で判断することになるため、譲渡の時点で「見込まれている」ことが稟議書や事業計画書等により明らかであれば、上記(4) c)の解散等要件の②を満たすこととなります。

したがって、G社が行うH社株式の譲渡が、上記(4) d)の①～⑤に掲げる事項を記載した統合計画書に基づいて行われる場合には、H社株式の譲渡は特定譲渡に該当することとなり、G社の適用対象金額の算定上、H社株式の譲渡利益額は控除されることとなります。なお、統合計画書に基づいて行われる譲渡とされていることから、統合計画書は少なくとも譲渡利益額の控除の対象となる株式の譲渡が行われるまでには作成しておく必要があります。また、例えばS社を買収して早々に統合計画書を作成していた場合において、その後統合計画書どおりの再編とならない場合があると考えられますが、譲渡利益額の控除の対象となる株式の譲渡が行われるまでに統合計画書を変更していれば、特例の対象になると考えられます。

なお、この統合計画書とは、海外M&A後の海外子会社等の組織再編成を円滑化し、海外M&Aによるシナジーを最適化する観点から作成されるものであり、経済産業省のホームページにおいて、この具体例が公表されていますので ([http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/toshi/kokusaisozei/pmikeikakusho.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/pmikeikakusho.html))、この統合計画書を記載するに当たって参考にしてください。

#### (5) ペーパー・カンパニーに該当しないこととされる一定の持株会社等について

いくつかの国では、商慣行等の理由により、国内で事業を行う場合に、事業の遂行上欠くことのできない機能ごとに事業体を細分化し、固定施設や人員を有しない子会社にこれらの機能を担わせて事業を実施することが一般的とのことです。このような事業実態を踏まえ、令和元年度税制改正において、現地の経済実体のある会社と一体となって活動し、事業の遂行上欠くことのできない機能を果たし、保有する資産や生ずる所得の状況から租税回避リスクが限定的であると考えられる等の一定の外国関係会社については、ペーパー・カンパニーに該当しないこととする措置が講じられました。

具体的には、措置法第 66 条の 6 第 2 項第 2 号イ(3)、(4)又は(5)に該当する外国関係会社（一定の要件を満たす持株会社等）については、ペーパー・カンパニーに該当しないこととされています。

例えば、特定子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次の要件の全てに該当する外国関係会社は、ペーパー・カンパニーに該当しないこととされています（措置法 66 の 6 ②ニイ(4)、措置法令 39 の 14 の 3 ⑧、措置法規 22 の 11⑦⑧）。

a) 被管理支配要件

その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社によって行われていること。また、その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、その本店所在地国において、管理支配会社の役員又は使用人によって行われていること

b) 不可欠機能要件

管理支配会社の行う事業（当該管理支配会社の本店所在地国において行うものに限る。）の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること

c) 所在地国要件

その本店所在地国を管理支配会社の本店所在地国と同じくすること

d) 課税要件

その所得がその本店所在地国で課税対象とされていること

e) 収入割合要件

各事業年度の収入金額の合計額のうち占める特定子会社から受ける剰余金の配当等の額、特定子会社の株式等の譲渡（非関係者への譲渡に限るものとし、当該株式等の取得の日から 1 年以内に譲渡が行われることが見込まれていた場合の当該譲渡及びその譲渡を受けた株式等を当該外国関係会社又は当該外国関係会社の関係者に移転することが見込まれる場合の当該譲渡を除きます。）に係る対価の額及び主たる事業に係る業務の通常過程において生ずる預金又は貯金の利子の額の合計額の割合が 95%を超えていること

f) 資産割合要件

各事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうち占める特定子会社の株式等の帳簿価額、未収金（収入割合要件で分子となる収入金額に係るものに限ります。）の帳簿価額及び現預金の帳簿価額（上記 e）の配当等又は対価の額が生じた日を含む事業年度以外の事業年度は零とし、これらの金額の合計額を限度とします。）の合計額の割合が 95%を超えていること

(注) 1 上記の「特定子会社」とは、内国法人に係る他の外国関係会社で、管理支配会社と同一国に所在し、部分対象外国関係会社に該当するものをいうこととされています。

(注) 2 上記の「管理支配会社」とは、内国法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、かつ、その本店所在地国において、その役員又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいうこととされています。

#### Q8の4 外国関係会社が「管理支配会社の行う事業（・・・）の遂行上欠くことのできない機能を果たしている」場合

措置法通達 66 の 6－9 の 3 において、「管理支配会社の行う事業（・・・）の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること」の意義が明らかにされていますが、具体的にどのような機能が該当することになりますか。

A 上記(5b)のとおり、ペーパー・カンパニーに該当しないこととされる一定の外国関係会社の要件の一つとして、外国関係会社が「管理支配会社の行う事業（・・・）の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること」（不可欠機能要件）が規定されています。

この「管理支配会社の行う事業（・・・）の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること」とは、特定子会社（租税特別措置法第 66 条の 6 第 2 項第 2 号イ(4)に規定する特定子会社をいいます。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社が存在しないとすれば、管理支配会社の行う事業の継続に支障を来すこととなり、かつ、当該事業の継続のために代替する機能が必要となることをいいます（措通 66 の 6－9 の 3）。

具体的には、例えば米国における事業形態を例に挙げると、次の a)～d) のような機能が考えられます。

a) 事業に係る資金調達のために他の事業のリスク等から隔離する機能

管理支配会社が事業を実施するに当たって必要な資金を調達する際には、特定の事業に係るキャッシュ・フローを基礎とする融資等を金融機関等から受けることがあります。この場合、管理支配会社は、当該特定の事業の成否等が他の事業に影響を及ぼさないようにするため（倒産隔離と呼ばれることもあります。）に、当該特定の事業又はこれに係る資産等を他の外国関係会社に移転させ、当該他の外国関係会社において融資等を受けることがあります。

このような場合に当該他の外国関係会社の存在がないとしたならば、例え

ば、管理支配会社の当該融資等に係る事業が業績不振等となった場合、その事業の清算等のために他の事業の売却等の必要性が生ずる可能性がありますので、当該管理支配会社の事業の継続に支障を来たすこととなると考えられます。また、管理支配会社は、このような事態に陥ることのないようにするためには、事業ごとの影響を隔離するために何らかの手段を講ずる必要があると考えられます。

b) 現地企業等との共同事業を円滑にする機能

管理支配会社が現地企業をパートナーとして資源開発等プロジェクトに係る共同事業を行う場合には、現地企業との間の利害調整（利益の分配比率や事業に係る意思決定等）や共同事業に係る各種ガバナンス（法務、財務、税務等）のために、柔軟な機関設計が可能な他の外国関係会社を共同で設立して事業を行うことがあります。

このような場合に当該他の外国関係会社の存在がないとしたならば、現地企業との利害調整が硬直的となり、共同事業に係る各種ガバナンスの強化が期待されないなど他の米国企業との関係では不利な競争条件の下で事業を行うことになるため、当該管理支配会社が事業を行うこと自体に支障を来たすこととなると考えられます。また、当該管理支配会社がこのような状況にならないようにするために現地企業と何らかの契約を締結するなどの手段を講ずる必要があると考えられます。

なお、上記のように他の外国法人と共同事業を行う外国関係会社が管理支配会社に該当する場合としては、当該外国関係会社が資源開発等プロジェクト（措置法令 39 の 14 の 3 ⑨三イ(1) (ii)) を遂行する case に限ります。

c) 事業に係る資産の管理・売却等を容易にする機能

管理支配会社が事業を実施するに当たって不動産や事業用資産の売却等をする場合には、登記、許認可の変更、瑕疵担保に係る契約交渉等の様々な手続を経なければならぬことがあります。この場合、管理支配会社は、不動産等を他の外国関係会社に所有させ、当該他の外国関係会社の株式等を売却等することで、当該手続を簡略化することが一般的とのことです。

このような場合に当該他の外国関係会社の存在がないとしたならば、当該管理支配会社の費用負担の増加や事業展開の停滞など、事業の継続に支障を来たすことが考えられます。また、当該手続の簡略化を行うために何らかの手段を講ずる必要があると考えられます。

d) 事業に係る訴訟リスク等を遮断等する機能

管理支配会社が、上記のような機能に関し、例えば、資金調達に係る事業において生ずる訴訟リスク又は倒産リスク、共同事業に係る現地企業や資産の売却等に係る取引先等との間での訴訟リスク若しくは現地規制当局等と



の訴訟リスクなどを隔離するため、上記 a) から c) までに掲げる機能等を果たす外国関係会社の持株会社等として他の外国関係会社を設立することがあります。

また、同一国内の各地域に展開する子会社（外国関係会社）の事業に関し州税の調整を行うため、又は管理支配会社が当該管理支配会社によって事業の管理、支配及び運営が行われる外国関係会社を現地企業と共同で設立する場合における当該現地企業との利害調整等のため、これらの外国関係会社の持株会社等として他の外国関係会社を設立することがあります。

このような場合に当該他の外国関係会社の存在がないとしたならば、訴訟リスクや倒産リスクが顕在化した場合や、州税の調整や現地企業との利害調整が困難となった場合に、当該管理支配会社の事業全体の損益に影響が生じ、事業の継続に支障を来たすこととなると考えられます。また、これらのリスクを回避するためには、当該管理支配会社はこれらに変わる何らかの手段を講ずる必要があると考えられます。

なお、上記の a) から d) までに掲げる機能は単独ではなく複合的にその機能を果たすことも考えられます。また、これらの機能はあくまで主な類型であるため、上記の類型に該当しない場合であっても、事業継続への支障の有無及び果たす機能の代替性の観点から、「管理支配会社の行う事業（・・・）の遂行上欠くことのできない機能を果たしている」と認められるものについては、不可欠機能要件を満たす場合があると考えられます。

#### Q8の5 事業全体の事業計画を策定している場合の被管理支配要件

内国法人P社の子会社であるS社（P社の外国関係会社に該当します。）は、F国において発電事業を営んでいます。また、S社は、F国において持株会社であるA社（P社の外国関係会社に該当します。）を設立し、さらにそのA社はF国において発電事業に係る発電施設を有するB社（特定子会社に該当します。）を設立しています。

A社はB社の株式の保有を主たる事業としており、B社の事業に係る倒産リスク及び訴訟リスクを隔離するために設立したもので、S社の事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしています。A社に従業員はおらず、役員は名義上の役員のみです。A社の業務にはS社の役員（発電事業の責任者）であるCが従事しています。

S社は、当該発電事業に係る事業計画を策定していますが、当該事業計画はA社及びB社の事業を含む発電事業全体に係るものであって、A社単独として策定したものではありません。

また、A社の事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務は、B社からの配当の管理が全てとなっています。S社の役員であるCは、S社の事務所において当該事業計画に従って、裁量をもってA社の業務の全てに従事しています。

このような場合においても、A社は被管理支配要件を満たすことになりませんか。

A S社の行う発電事業は資源開発等プロジェクト（措置法令 39 の 14 の 3 ㉞三イ(1) (ii)) に該当すること考えられ、この資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たしている一定の外国関係会社がペーパー・カンパニーに該当しないこととされる要件の一つとして、「その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社等によって行われていること（被管理支配要件）」が規定されています（措置法令 39 の 14 の 3 ㉞三口）。

この「その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社等によって行われていること」とは、管理支配会社等が、特定子会社の株式等の保有等を主たる事業とする外国関係会社の事業計画の策定等を行い、その事業計画に従い裁量をもって事業を執行することをいうものとされています（措通 66 の 6 - 9 の 2）。

本件について、S社は、発電事業全体の事業計画を策定しており、A社単独の事業計画を策定していないとのことですが、A社は発電事業に係る訴訟リスクや倒産リスクを隔離するための機能を有しており、発電事業全体の事業計画にはA社の事業も含まれることから、S社が当該事業計画に従い裁量をもって事業を執行しているのであれば、A社は被管理支配要件を満たすものと考えられます。

なお、本件におけるS社とA社は親子会社に当たりますが、管理支配会社とは、措置法 66 の 6 第 1 項各号に掲げる内国法人に係る他の外国関係会社のうち一定の要件を満たすものをいいますので、兄弟会社のように管理支配会社と外国関係会社との間に直接に株式等を保有する関係がない場合であっても、管理支配会社によって外国関係会社の事業の管理、支配及び運営が行われているのであれば、当該外国関係会社は被管理支配要件を満たすことになると考えられます（措通 66 の 6 - 9 の 2）。

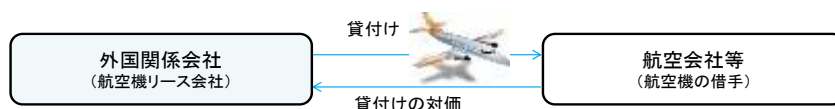
## II 対象外国関係会社の判定に係る経済活動基準における事業基準（航空機リース等）について

平成 29 年度改正では、外国関係会社の経済活動の内容に着目して、外国関係会社が、会社全体として、いわゆる「能動的所得」を得るために必要な経済活動の実体を備えているかを判定する基準として、いわゆる「経済活動基準」が設定されています。経済活動基準は、平成 29 年度改正前の適用除外基準と同様の四つの基準（①事業基準、②実体基準、③管理支配基準、④非関連者基準／所在地国基準）とされ、外国関係会社がこれらのうちいずれかを満たさない場合には、能動的所得を得る上で必要な経済活動の実体を備えていないと判断されます。この場合には、対象外国関係会社に該当し会社単位での合算課税の対象となります。

また、この経済活動基準のうち①事業基準は、外国関係会社が株式等若しくは債券の保有、工業所有権若しくは著作権等の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業として行っていないことを要件としていますが、平成 29 年度改正において、一定の要件を満たす航空機の貸付けを行う外国関係会社について、事業基準の対象から除くこととされています。

### 実体のある航空機リース業に係る事業基準の整備

〔措法66の6②三イ③〕  
〔措令39の14の3②〕



### 実体のある航空機リース業の判定基準

1. 通常必要業務従事基準（措法66の6②三イ③、措令39の14の3②一）  
役員又は使用人が本店所在地において航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること
2. 費用基準（措令39の14の3②二）  

$$\frac{\text{航空機の貸付けに係る業務の委託に係る対価の支払額の合計額}}{\text{航空機の貸付けに係る業務に従事する役員・使用人に係る人件費の額の合計額}} \leq 30\%$$
3. リース収益人件費割合基準（措令39の14の3②三）  

$$\frac{\text{航空機の貸付けに係る業務に従事する役員・使用人に係る人件費の額の合計額}}{\text{航空機の貸付けによる収入金額} - \text{貸付けの用に供する航空機に係る償却費の額の合計額}} > 5\%$$

## Q9 事業基準から除外される航空機リース会社における「通常必要と認められる業務」の範囲

内国法人である P 社は、F 国を本店所在地国とする S 社の株式を保有しています。S 社は航空機リース業を主たる事業とする外国関係会社に該当します。S 社の役員及び使用人は、F 国において航空機リースを行うための業務と

して、a) 購買活動・資金調達、b) 営業活動、c) 条件交渉・契約書作成、d) 取引管理、e) 機材管理、f) 与信管理、g) 機材売却などを行っています。

このような場合において、S社の役員及び使用人は、措置法第66条の6第2項第3号イ(3)に規定する航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることとなりますか。

A 平成29年度改正において、外国関係会社の役員又は使用人が、本店所在地国において航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している等の要件を満たす場合には、実体のある事業を行っている航空機リース会社として事業基準の対象となる外国関係会社から除外することとされています（措置法66の6②三イ(3)）。

この航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務ですが、航空機リース業を主たる事業としている会社では、通常、以下のような業務が行われているようです。

a) 航空機製造会社及び同業他社への購買活動、リースバックを前提とした航空会社からの売却提案への対応及び親会社や金融会社等からの資金調達

ex. 市場動向把握、交渉

b) 航空会社（借り手）向け営業活動

ex. 事業計画/機材計画等の聴取、市場動向把握

c) 航空会社（借り手）との条件交渉・基本合意書作成・契約書作成

ex. リース契約（リースバック取引である場合には併せて機材の売買契約）に関する条件交渉・基本合意書の作成・契約書の作成

d) 取引管理

ex. 入金チェック、保険管理、航空会社における契約遵守状況モニタリング

e) 機材管理

ex. 技術評価、整備単価等評価、航空会社における機材整備状況モニタリング

f) 与信管理

ex. 与信先財務分析、懸念先モニタリング、信用事由発生時の機材及び債権回収

g) リース期中及びリース満期時における再販活動（機材売却、再リース、リース延長）

ex. 同業他社や投資家、航空会社等に対する営業活動

これらの業務のいずれにも従事していると認められる場合には、航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していると考えられます。

本件については、S社の役員及び使用人は本店所在地国であるF国において、上記a)～g)の業務に従事しているとのことですので、航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していると考えられます。

## Q10 通常必要と認められる業務の全てに従事しているかどうかの判定

上記 Q9 のケースで、S 社の航空機リース業に係る業務のうち、次の業務については、それぞれ次のとおり委託を行っています。

- (1) 「a) 購買活動」に当たって、通関士に輸出入関連手続を委託
- (2) 「c) 条件交渉・契約書作成」に当たって、弁護士にひな型の作成を委託
- (3) 「e) 機材管理」に当たって、機体メンテナンスを整備会社に委託
- (4) 「a) 購買活動」、「b) 営業活動」及び「g) 機材売却」に当たって、グループ会社に製造会社及び航空会社等への取次ぎや調査を委託
- (5) 「f) 与信管理」に当たって、債権回収をサービサーに委託

このような場合において、S 社の役員及び使用人は、措置法第 66 条の 6 第 2 項第 3 号イ(3)に規定する航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることとなりますか。

なお、この航空機リース業に係る人件費の総額に占めるこれらの業務委託費の総額の割合は 30%以下となっています。

A 実体のある事業を行っている航空機リース会社として事業基準の対象となる外国関係会社から除外されるためには、外国関係会社の役員又は使用人が、本店所在地国において航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることが要件の一つとされています。この「全てに従事している」かどうかの判定に当たって、委託を一切行ってはいけなと解するのは適当ではありませんが、外国関係会社の役員又は使用人が、通常必要と認められる業務の全てに従事していることとなるためには、補助業務を除き、業務委託に当たって、その外国関係会社が仕様書等（工事、工作などの内容や手順などを説明した書面その他これに類するものをいいます。以下同じです。）を作成し、又は指揮命令していることが必要であると考えられます（措通 66 の 6-16）。

そこで、本件については、上記(1)～(5)の業務委託が行われているとのことですが、上記(1)及び(2)については補助業務に係る委託に該当し、上記(3)～(5)の業務委託については、S 社の役員及び使用人が仕様書等を作成したり、委託先に具体的に指示を行っていたりする事実があると認められる場合には、S 社の役員及び使用人は航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していると考えられます。

なお、外国関係会社が航空機リース業を行うに当たり、その親会社等と協議し、その意見や承認を求めることもあると考えられますが、案件を提案したり、

方針を策定したりするのが外国関係会社であるのであれば、この要件の判定には影響を与えないものと考えられます。

#### Q10の2 地域統括業務を行っている場合の主たる事業の判定

内国法人であるP社は、北米地域におけるグループ会社（100社程度）の統括業務及びサポート業務を行う目的で、F国にP社の外国関係会社に該当するS社を設立しました。このS社の主要な資産はグループ会社の株式であり、収入の大半はこれらの株式に係る配当となっています。

なお、S社は、単にグループ会社の株式を保有するだけでなく、F国において事務所を有し、その事務所において常時50名程度の役員及び使用人がグループ会社に対する事業企画、市場・業界調査、資材調達、法務、財務、技術管理、人事、情報システムの提供や事業全体のモニタリングなどの多岐にわたる業務に従事しています。なお、これらの役員及び従業員が従事する業務の大半はこれらの業務が占めていますが、グループ会社から収受するこれらの業務に伴う収入は、S社における収入全体のうちに占める割合として高くはありません。

このような場合において、事業基準の判定におけるS社の主たる事業は、その収入の大半が配当収入であることをもって、株式保有業として判定されますか。

A 外国関係会社が2以上の事業を営んでいるときにおいて、そのいずれが主たる事業であるかは、一律に特定の指標や基準のみを用いて判定するのではなく、それぞれの事業に属する収入金額又は所得金額の状況、使用人の数、固定施設の状況等を総合的に勘案して判定することとしています（措通66の6-5）。

本件においては、S社の収入金額の大半がグループ会社の株式に係る配当であるため、事業活動における収益的な側面から見ればS社の主たる事業は株式保有業に該当すると考えられます。一方で、S社の事業活動の実態を見ると、グループ会社のサポート業務がその大半を占めていることから、S社の主たる事業はサービス業とも考えられます。このような場合の主たる事業の判定については、上記のとおり、S社の使用人の数やS社が行う北米地域での業務の内容も踏まえ総合的に勘案して、個別に事業基準を判定することとなります。

具体的には、S社は営利企業である以上、事業活動の成果として収益を得ることになり、通常は、事業活動の実態的な側面と収益的な側面が大きく乖離することは少ないと考えられることから、収益的な側面は、主たる事業を判定するに当たっての重要な要素の一つであると考えられ、その収益的な側面のみか

から見れば主たる事業は株式保有業と判定されます。

一方で、S社のように、それぞれの事業に係る業務を行う役員及び従業員の各事業への従事の程度、それぞれの事業活動の場である固定施設の規模や使用状況など、それぞれの事業活動の実態が、それぞれの事業の収益の多寡に必ずしも一致しない場合もあります。そのような場合には、取引の状況などの業務内容といった人的側面や固定施設の状況といった資産的な側面などの事業活動の実態的な側面から見て、サービス業としての事業活動に十分な実体があり、その活動が全体の事業活動の大半を占めるのであれば、収益的な側面だけを見てS社の主たる事業を株式保有業と見るのではなく、サービス業と見る可能性も十分にあるものと考えられます。

なお、S社の事業を総合的に勘案した結果、株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社であると判断される場合もありますが、その場合であっても、本件のように、S社が北米地域におけるグループ会社の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務を行っており、統括会社とされる一定の要件を満たす場合には、S社は事業基準を満たすこととなります(措置法 66 の 6 ②三イ(1)、措置法令 39 の 14 の 3 ⑰～⑳)。

### Ⅲ 部分適用対象金額に係る合算課税の対象範囲について

平成29年度改正では、租税回避リスクを外国子会社の所得や活動の内容により把握するという方向性に沿って、いわゆる「受動的所得」として部分合算課税の対象となる所得の範囲及び合算対象所得の計算方法等の見直しが行われています。また、外国関係会社の行う事業の性質上重要で欠くことができない業務から生じた一定の所得について、部分合算課税の対象となる所得の範囲の見直しに伴い、租税回避リスクを所得類型ごとに判断し、外国関係会社にその所得を得るだけの実質を備えていると考えられるものを、事務負担も考慮して、個別に除外することとされています。

部分合算課税の対象となる所得の範囲の比較	
【平成29年度改正前】（旧措法66の6④等）	【平成29年度改正後】（新措法66の6⑤等）
持株割合10%未満の株式等に係る剰余金の配当等（一） ※	剰余金の配当等（一） ㊦ （持株割合25%以上、⑤の株式等に係る配当等を除く。） （注）一定の資産投資法人から受ける配当等にあつては、10%以上
債券の利子（二） ※	受取利子等（二） ㊦ （筆算の過程で得る預貯金利子、一定の貸出業者が行う当座の貸付けに係る利子、一定の取組販売等に係る利子、一定のグループファイナンスに係る利子を除く。）
債券の償還差益（三） ※	有価証券の譲渡損益（四） ㊦ （持株割合10%以上の株式等に係る譲渡損益を除く。）
持株割合10%未満の株式等の譲渡益（四） ※	有価証券の買付けの対価（三） ㊦
債券の譲渡益（五） ※	デリバティブ取引に係る損益（五） ㊦ （ヘッジ取引として行った一定のデリバティブ取引、一定の商品先物取引業者等が行う商品先物取引、先物取引業者等と相当する契約に基づくデリバティブ取引、一定の金利スワップ等に係る損益を除く。）
—	外国為替差損益（六） ㊦ （事業（外国為替差損益を得ることを目的とする投機的取引を行う事業を除く。）に係る業務の運営の過程で生ずる損益を除く。）
—	その他の金融所得（七） ㊦ （ヘッジ取引として行った一定の取引に係る損益を除く。）
—	保険所得（七の二） ㊦
特許権等の使用料（六） （自己開発等一定のものに係る使用料を除く。）	無形資産等の使用料（九） （自己開発等一定のものに係る使用料を除く。）
—	無形資産等の譲渡損益（十） （自己開発等一定のものに係る損益を除く。）
船舶・航空機の買付けの対価（七）	固定資産の買付けの対価（八） （本店所在地で取組に供される等の固定資産の買付けによる対価、一定の要件を満たす事業者が行う買付けによる対価を除く。）
—	異常所得（十一） ⑤E 賞金、人件費、退職金給付の買付けの無い所得

【上記④の所得については、事業（株式保有業等の特定事業を除く。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものは合算対象から除外。】

【上記⑤の所得については、一定の要件を満たす金融機関は、合算対象から除外。ただし、異常な水準の資本に係る所得は合算対象。】

#### Q11 「受動的所得」である受取利子等のうち活動の実体がある場合として除外されるグループファイナンスに係る利子の要件における通常必要と認められる業務の範囲

内国法人であるP社は、F国を本店所在地国とするS社の株式を保有しています。S社は物品販売業を主たる事業として行う部分対象外国関係会社（措置法第66条の6第2項第6号に規定する部分対象外国関係会社をいい、同項第7号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除きます。以下同じです。）に該当します。S社は、物品販売業とは別に、関連者等（措置法令第39条の17の3第10項第2号イからハまでに掲げる者をいい、個人を除きます。



以下同じです。)に金銭の貸付けを行うために、F国において事務所を設け、F国においてS社の役員及び使用人がa)財務業務及びb)貸付業務に従事しています。

このような場合において、S社の役員又は使用人は、同号に規定する金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることとなりますか。

また、上記b)に係る業務の一部を委託している場合はどうですか。

- A 多数の外国関係会社を構えて国際的に事業展開する企業グループにおいては、各事業会社の資金需給を調整し、グループ全体での資金効率の最適化を図るためにいわゆるグループファイナンス機能を有する外国関係会社を設立する場合があります。そこで、平成29年度改正において、本店所在地国において実体のあるグループファイナンス事業を行っているとして認められる部分対象外国関係会社が関連者等に対して行う金銭の貸付けによって得る利子については、部分合算課税の対象から除外することとされています(措置法66の6⑥二、措置法令39の17の3⑩二)。

部分合算課税の対象から除外されるグループファイナンスに係る利子とは、部分対象外国関係会社のうち、その本店所在地国においてその行う金銭の貸付けに係る事務所、店舗その他の固定施設を有し、かつ、その本店所在地国においてその役員又は使用人が金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが、その関連者等に対して行う金銭の貸付けに係る利子の額とされています。

ここで、グループファイナンス事業は、通常、グループ各社において以下のような業務を行っています。

a) 財務業務

- ① 自社の投資計画や負債の返済見通し等を基にした資金計画の作成、資金需要の予測等の親会社又は資金管理会社※1への報告

※1 グループファイナンスを実施する際に、多国籍企業グループは、通貨・為替、時差、法令・規制等の観点からグループをいくつかの範囲に分割し、その範囲の資金管理を統括する資金管理会社を設立している場合があります。また、地域統括会社が兼務している場合もあります。

- ② グループ各社から報告された情報に基づくキャッシュ残高や予測に係る情報に基づくグループ全体又は資金管理会社の管理する単位の資金計画の策定、金利設定等※2

※2 資金計画の策定に当たっては、グループ内の余剰資金の有効活用のほか、外部からの資金調達をすることも考えられます。

- ③ 資金計画に基づく具体的なグループファイナンス方法の検討※3

※3 例えば、自社の資金計画や貸付時点の外部環境等を踏まえ、貸付方法(長期又は短期のロールオーバー)、貸付条件(変動又は固定)等について経済性を踏ま

えた検討を行うことが該当します。

b) 貸付業務

④ 上記③に基づき貸付けを実施。契約事務、入金管理・回収等

このため、S社の役員又は使用人が上記 a) 財務業務及び b) 貸付業務のいずれにも従事している場合には、当該部分対象外国関係会社の役員又は使用人は金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していると考えられます。なお、上記 a) の財務業務をグループ内で分担して行っているような場合には、上記 a) 財務業務の①から③までのいずれかの業務及び b) 貸付業務に従事している場合であっても当該通常必要と認められる業務の全てに従事していると考えられます。

また、S社が銀行等の金融機関ではない場合、上記④の業務については、以下のとおり委託が行われることがあるようです。

⑤ 銀行等の金融機関の提供するキャッシュ・マネジメント・システムを利用し、上記③で決定した貸付先・貸付金額・貸付期間を設定して会社間貸借を適時自動的に実施すべく銀行等に委託

⑥ 上記④の入金管理・回収等を代行会社に委託

部分対象外国関係会社の役員又は使用人が通常必要と認められる業務の全てに従事していることとなるためには、補助業務を除き、業務委託に当たって、その外国関係会社が仕様書等を作成し、又は指揮命令していることが必要であると考えられます。この点、グループファイナンスに関しては、上記①～④の業務が行われることが前提となっており、上記③で貸付先・貸付金額・貸付期間等が設定され、それに基づき会社間で金銭消費貸借契約が結ばれることとなっています。その上で、上記③で設定された条件等に従って上記⑤及び⑥の業務委託が実施されるものであれば、通常は、外国関係会社が仕様書等を作成し、それに沿って業務委託をしているものと考えられます。

(注) 上記⑤及び⑥の業務委託契約については、P社も含めたグループファイナンスを行う場合、P社とS社はそれぞれ銀行等の金融機関と業務委託契約を結ぶこととなりますが、業務委託契約を1本化してP社と銀行等の金融機関との間のみで業務委託契約が結ばれることがあります。その場合の業務委託契約には、P社とS社及びS社とその子会社との会社間貸借を自動化する内容が含まれるため、その業務委託契約について、承諾書等といったS社及びその子会社とその業務委託契約に同意する意思を明らかにする書類を金融機関に提出するといった契約形態をとるときがあります。そのようなときであっても、その業務委託契約の条件が適切であるかどうかをS社内検討・意思決定した上で、P社と調整してキャッシュ・マネジメント・システムを導入しているのであれば、S社と銀行

等の金融機関との間で業務委託契約を結んでいる場合とその実態は変わらないので、S社が業務委託をした場合と同様に取り扱って差し支えないと考えられます。

**Q12 グループファイナンスに係る利子の要件における「通常必要と認められる業務の全て」が当該事業年度内に行われていない場合において、役員又は使用人が業務の全てに従事しているかどうかの判定**

上記 Q11 のケースにおいて、前期にグループファイナンスに係る a) 財務業務は行ったものの、b) 貸付業務については当期以降に行うことが見込まれています。

このような場合において、S社の役員及び使用人は措置法令第 39 条の 17 の 3 第 10 項第 2 号に規定する金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることになりますか。

A 上記 Q11 においてグループファイナンス事業を行う会社における金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているかどうかの判定に当たって、a) 財務業務及び b) 貸付業務について、それぞれの業務の一部をグループ内で分担している場合であっても外国関係会社がいずれの業務も実施していなければならないとしているところです。Q12 は、前期において a) 財務業務及び b) 貸付業務のいずれか一方の業務が実施され、当期以降にもう一方の業務が行われる場合には、通常は外国子会社合算税制における合算対象となるかどうかの判定は事業年度ごとに行うことから、部分合算課税の対象から除外されるグループファイナンスに係る利子の要件における通常必要と認められる業務の全てに従事しているかどうかの判定に当たっても、事業年度ごとに判定する必要があるのかという質問になります。

この点、例えば、貸付業務については利子を収受しつつ、最終的に全てを回収するまでには長期間を要することが見込まれるところであり、上記 Q11 の a) 財務業務の①から③までで貸付期間等が決定された上で、それに基づき b) 貸付業務が実施されているのであれば、その金銭の貸付けに係る a) 財務業務と b) 貸付業務とは一体として実施されたものといえることから、仮に b) 貸付業務が当期以降に実施されたとしても、金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していると考えられます。

**Q13 デリバティブ取引に係る損益の額**

内国法人である P 社は、F 国を本店所在地国とする S 社の株式を保有して

います。S社は卸売業を主たる事業として行う部分対象外国関係会社に該当します。S社は先物市場において取引される商品を取り扱っています。S社は、商品を都度調達し、都度販売しますが、期末における商品の保有高とその後の販売予定を合わせみると買い持ちが見込まれています。この商品の将来の値下りリスクに備えてヘッジ取引を行うことを考えていますが、商品の出入りがあるため、ヘッジ対象資産とデリバティブ取引等を紐つけるのは難しく、その買い持ち残額（差額）について先物の売り予約を行うこととしています。

このようにヘッジ目的で差額についてデリバティブ取引等が行われている場合について、措置法規第22条の11第31項のいわゆる事業者単位の特例となるデリバティブ取引等に該当しますか。

A 平成29年度改正において、租税回避リスクを外国子会社の所得や活動の内容によって把握するという方向性に沿って、デリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額に係る所得の金額が部分合算課税の対象となる金額に追加されていますが、一定のデリバティブ取引に係る損益については、部分合算課税の対象となる金額から除外することとされ、ヘッジ取引として行った以下の損失の額又は利益の額は、部分合算課税の対象となる金額とされません(措置法66の6⑥五)。

① 原則

イ 繰延ヘッジ処理対応

ヘッジ対象資産等損失額（法人税法第61条の6第1項各号（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ）に掲げる損失の額に相当する金額をいいます。）を減少させるために部分対象外国関係会社がデリバティブ取引等を行った場合において、そのデリバティブ取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果についてあらかじめ定めた評価方法に従って定期的に確認が行われているときのそのデリバティブ取引等（下記ロに該当するデリバティブ取引等を除きます。）に係る損失の額又は利益の額（措置法規22の11⑩一）

ロ 時価ヘッジ対応

ヘッジ対象有価証券損失額（売買目的外有価証券相当有価証券（法人税法第61条の3第1項第2号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的外有価証券に相当する有価証券をいいます。）の価額の変動により生ずるおそれのある損失（期末時換算法により機能通貨換算額への換算をする売買目的外有価証券相当有価証券の価額の外国為替の売買相場の変動に基因する変動を除きます。）の額を

います。)を減少させるために部分対象外国関係会社がデリバティブ取引等を行った場合において、そのデリバティブ取引等がヘッジ対象有価証券損失額を減少させる効果についてあらかじめ定めた評価方法に従って定期的に確認が行われているときのそのデリバティブ取引等に係る損失の額又は利益の額(措置法規 22 の 11⑩二)

## ② 事業者単位の特例

部分対象外国関係会社はその事業年度において行ったデリバティブ取引等のおおむね全部がヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行ったものである場合(次に掲げる要件を満たす場合に限り)には、その部分対象外国関係会社に係る内国法人は、上記①にかかわらず、その部分対象外国関係会社が行った全てのデリバティブ取引等をもってヘッジ取引として行った一定のデリバティブ取引とすることができることとされています(措置法規 22 の 11⑩)。

イ ヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産等の内容、ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行うデリバティブ取引等の方針及びその行うデリバティブ取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果の評価方法に関する書類を作成していること。

ロ 上記イの書類において、その行うデリバティブ取引等のおおむね全部がヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行うことが明らかにされていること。

ハ 上記イの書類において定められた方針に従ってデリバティブ取引等を行うために必要な組織及び業務管理体制が整備されていること。

ニ ヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果について、上記イの書類において定められた評価方法に従って定期的に確認が行われていること。

本件については、ヘッジ対象資産が流動的であるため、それと紐をつけてヘッジ手段を講ずることが困難であることから、期末における商品の保有高とその後の販売予定額との差額についてヘッジを行うこととしています。このため、ヘッジ対象資産とヘッジ手段の対応関係について具体的に帳簿書類等に記載することは困難であるため、上記①イの適用は受けられないものと考えられます。しかしながら、上記②の事業者単位の特例の適用要件については、ヘッジ対象資産とヘッジ手段の対応関係について具体的に帳簿書類等に記載することまでは求められていないため、当該差額をヘッジ対象として、そのヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産等の内容、デリバティブ取引等の方針及び効果の評価方法に関する文書を作成し、上記②のロからニまでの要件を満たし、かつ、外国関係会社が行ったデリバティブ取引のおお

むね全部がヘッジ目的で行われている場合には、事業者単位の特例を適用することができます。

#### Q14 商品先物取引業の通常必要と認められる業務の範囲

内国法人であるP社は、F国を本店所在地国とするS社の株式を保有しています。S社は商品先物取引業を主たる事業とする部分対象外国関係会社に該当します。S社の役員及び使用人は、F国において商品先物取引を行うための業務として、a)顧客の勧誘、b)顧客からの取引の委託及び委託取引の執行、顧客との相対取引、c)自己勘定取引、d)リスク管理などを行っています。

このような場合において、S社の役員及び使用人は措置法第66条の6第6項第5号に規定する商品先物取引法第2条第22項各号に掲げる行為に相当する行為に係る事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることになりますか。

また、上記a)及びc)に係る業務の一部をS社の指示の下、関連者に委託している場合はどうですか。

A 平成29年度改正において、租税回避リスクを外国子会社の所得や活動の内容によって把握するという方向性に沿って、デリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額に係る所得の金額が部分合算課税の対象となる金額に追加されていますが、一定の商品先物取引業者等が行う一定の商品先物取引に係る損失の額又は利益の額については、部分合算課税の対象から除外することとされています（措置法66の6⑥五）。

具体的には、その本店所在地国の法令に準拠して商品先物取引法第2条第22項各号（定義）に掲げる行為に相当する行為を業として行う部分対象外国関係会社（その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行うその行為に係る事業（以下「商品先物取引業」といいます。）を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限り）が行う同条第13項に規定する外国商品市場取引及び同条第14項に規定する店頭商品デリバティブ取引に相当する取引に係る損失の額又は利益の額（措置法規22の11③）については、部分合算課税の対象から除外することとされています。

この商品先物取引業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務ですが、商品先物取引業を主たる事業としている会社では、通常、以下のような業務が行われているようです。

a) 顧客の勧誘

ex. 顧客勧誘方針の構築、実際の勧誘等

b) 顧客からの取引の委託※1及び委託取引の執行※2、顧客との相対取引（商品

の組成も含む)※3

※1 ex. 顧客の証拠金及び資産の預かり及び区分管理

※2 ex. 顧客からの委託に従い、取引所市場において取引を執行

※3 ex. 顧客の要望に応じて、商品を組成。また、組成した商品について顧客に販売

c) 自己勘定取引

ex. ブローカー業務を行っている場合には、委託取引と区分し、自己資金の運用の一環として実施している場合があります。相対取引を行っている場合には、顧客との相対取引で発生したポジションを適宜取引所市場や他の相対取引を通じて処分するもののほか、ブローカー業務と同様自己資金の運用の一環として実施するものがあるようです。

d) リスク管理

ex. リスク管理方針の構築及び実行（トレーダーのポジション管理等）。コンプライアンス方針の構築及び実行（顧客の勧誘、委託資産の管理等）

これらの業務のいずれにも従事していると認められる場合には、商品先物取引業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していると考えられます。

本件については、S社の役員及び使用人は本店所在地国であるF国において、上記 a)～d) の業務に従事しているとのことですので、商品先物取引業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していると考えられます。

また、上記 a) 顧客の勧誘及び c) 自己勘定取引に係る業務については、以下のとおり委託が行われることがあります。

イ 上記 a) 顧客の勧誘に関して、F国以外の地域の顧客について、その地域の関連者に取引の取次ぎを委託

ロ 上記 c) 自己勘定取引に関して、S社の営業時間外において、その保有するポジション（いわゆる「ブック」）の管理を営業時間の異なる関連者に委託

このため、部分対象外国関係会社の役員又は使用人が、通常必要と認められる業務の全てに従事していることとなるためには、補助業務を除き、業務委託に当たって、その外国関係会社が仕様書等を作成し、又は指揮命令していることが必要であると考えられますので、S社は関連者へのこれらの業務委託に当たって、その内容を具体的に指示している事実関係を有している必要があると考えられます。

なお、外国関係会社が上記 a)～d) の業務を行うに当たって、親会社等と協議し、その意見や承認を求めることもあると考えられますが、案件を提案したり、方針を策定したりするのが外国関係会社であるのであれば、この要件の判定には影響を与えないものと考えられます。

## Q15 外国為替差損益がある場合の取扱い

内国法人であるP社は、F国を本店所在地国とするS社の株式を保有しています。S社は物品販売業を主たる事業とする部分対象外国関係会社に該当します。S社は商品をF国以外の地域に輸出して販売していますが、措置法規第22条の11第37項第1号に規定する機能通貨以外の通貨（特定通貨）で決済することとしているため、外国為替差損益が生じます。

このような場合において、S社に生ずる外国為替差損益は、措置法第66条の6第6項第6号に規定するその行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる利益の額又は損失の額に該当することになりますか。

A 平成29年度改正において、部分対象外国関係会社が行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴って生ずる利益の額または損失の額（以下「外国為替差損益」といいます。）に係る所得の金額が部分合算課税の対象となる金額に追加されています（措置法66の6⑥六）。外国為替差損益とは、具体的には、各事業年度において行う特定通貨建取引の金額又は各事業年度終了の時にあって有する特定通貨建資産等の金額に係る機能通貨換算額につき法人税法第61条の8から第61条の10（為替予約差額の配分）までの規定その他法人税に関する法令の規定の例に準じて計算した場合に算出される金額とされています（措置法規22の11③六）。

ただし、部分対象外国関係会社が行う事業（外国為替相場の変動に伴って生ずる利益を得ることを目的とする投機的な取引を行う事業を除きます。）に係る業務の通常の過程において生ずる利益の額又は損失の額（措置法66の6⑥六、措置法令39の17の3⑮）については、部分合算課税の対象となる金額から除外することとされています。

ここで、「業務の通常の過程において生ずる利益の額又は損失の額」の範囲については、外国為替取引は、一般的には実需取引と投機取引に分けることができると考えられるところ、このうち実需取引に該当するものであると考えられます。実需取引とは、一定の経済活動に必要な取引であり、貿易取引や資本取引のように、商取引において為替の売買が発生するような取引が該当し、会社が行う輸出入取引や投資活動が中心になるものと考えられます。他方で、投機取引とは、為替相場の変動に伴って生ずる差額を利得とするために行う取引であり、取引そのものから利益を得ようとする経済活動が中心になるものと考えられます。

このため、本件について、S社に生じた外国為替差損益は、貿易取引によって生じたものと考えられるため、その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる利益の額又は損失の額に該当することになると考えられます。